

## 平成30年度の実施状況と今後の取組について

## 1. 教育・保育の確保状況について

## 〔待機児童の発生状況〕

本県の保育所等における待機児童の発生状況は、平成30年10月1日現在、8市5町で434人となり、昨年同期に比べて18人減少しました。

待機児童の発生状況（H29年度とH30年度の比較）

単位：人

市町	H29.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	4月増減	10月増減
津市	0	99	0	83	0	△ 16
四日市市	54	132	33	140	△ 21	8
松阪市	0	82	0	71	0	△ 11
鈴鹿市	0	4	0	4	0	0
名張市	8	78	19	68	11	△ 10
亀山市	6	21	3	15	△ 3	△ 6
熊野市	5	0	0	10	△ 5	10
伊賀市	3	12	0	7	△ 3	△ 5
東員町	0	0	0	4	0	4
菰野町	24	15	22	21	△ 2	6
朝日町	0	2	0	0	0	△ 2
川越町	0	0	0	1	0	1
明和町	0	7	3	6	3	△ 1
度会町	0	0	0	4	0	4
計	100	452	80	434	△ 20	△ 18

待機児童数を年齢別にみると、0歳児が54.2%、1,2歳児が45.6%を占めており、待機児童のほとんどが低年齢児（0～2歳児）であることがわかります。

年齢別待機児童数（平成30年10月1日）

単位：人

市町	0才児	1,2歳児	3～5歳児	計
津市	51	32	0	83
四日市市	56	83	1	140
松阪市	50	21	0	71
鈴鹿市	3	1	0	4
名張市	33	35	0	68
亀山市	15	0	0	15
熊野市	10	0	0	10
伊賀市	4	3	0	7
東員町	3	1	0	4
菰野町	0	21	0	21
川越町	1	0	0	1
明和町	5	1	0	6
度会町	4	0	0	4
計	235	198	1	434
全体に占める割合	54.2%	45.6%	0.2%	
	99.8%			

また、申込児童数は、全体としては、昨年同期に比べて150人増加しています。

申込児童数を年齢別にみると、3～5歳児は371名減少している反面、0～2歳児は521名増加しています。

申込児童数の推移

単位：人

	0才児	1歳児	2歳児	3歳児	4,5歳児	合計
29年10月1日現在 A	3,090	6,212	7,271	8,492	17,071	42,136
30年10月1日現在 B	3,123	6,309	7,662	8,369	16,823	42,286
B - A	33	97	391	△ 123	△ 248	150
	521			△ 371		

次に、0～2歳児の保育所等利用率は、次頁の表のとおり、平成30年10月1日現在、39.5%となっており、昨年同期に比べて1.4%上昇しています。

各市町においては、このような傾向をふまえ、地域の実情に応じて低年齢児の保育基盤の強化を検討していく必要があります。

県としては、幼児教育・保育の無償化等の国の動向も踏まえ、各市町において必要な保育基盤の整備が行えるよう、認定こども園や保育所、地域型保育事業の創設等を支援

するとともに、保育士・保育所支援センター事業を充実して、人材の確保に努めていきます。

0～2歳児の保育所等利用率（平成30年10月1日）

単位：人

市町	0～2歳児保育所等利用児童数(A)	0歳人口(B)	1歳人口(C)	2歳人口(D)	保育所等利用率 A/(B+C+D)	0～2歳児待機児童数
津市	2,574	2,034	2,084	2,166	45.4	83
四日市市	2,161	2,346	2,398	2,513	36.7	139
伊勢市	1,127	833	804	922	47.3	0
松阪市	1,670	1,167	1,201	1,278	49.6	71
桑名市	1,055	1,077	1,092	1,199	32.0	0
鈴鹿市	1,939	1,507	1,530	1,662	41.7	4
名張市	729	506	567	566	48.6	68
尾鷲市	152	70	88	70	66.7	0
亀山市	469	400	410	437	42.7	15
鳥羽市	175	98	97	119	55.7	0
熊野市	132	87	96	98	50.5	10
いなべ市	361	278	358	342	38.3	0
志摩市	387	212	246	254	54.6	0
伊賀市	882	562	604	609	53.9	7
木曽岬町	30	29	28	37	31.9	0
東員町	190	199	199	222	32.7	4
菰野町	326	340	355	389	32.0	21
朝日町	91	100	108	113	28.3	0
川越町	121	180	168	131	25.5	1
多気町	163	89	99	107	55.3	0
明和町	270	190	214	189	46.5	6
大台町	79	40	52	56	53.4	0
玉城町	160	121	138	138	40.3	0
度会町	79	46	46	53	57.2	4
大紀町	51	25	19	40	60.7	0
南伊勢町	75	30	39	50	63.0	0
紀北町	135	65	56	68	71.4	0
御浜町	72	45	40	60	49.7	0
紀宝町	116	77	72	90	48.5	0
計	15,771	12,753	13,208	13,978	39.5	433
参考) H29同期	15,445	12,872	13,934	13,785	38.1	443

※0～2歳児の保育所等利用率＝0～2歳児保育所等利用児童数÷0～2歳児人口

※出典：0～2歳児人口は「三重県の人口－三重県月別人口調査結果（平成30年10月1日現在）」より

〔認定こども園、保育所の整備状況〕

私立の施設で国または県の補助金を活用し、平成30年度中に完成及び完成予定の施設は12施設あり、1号認定（教育）は424名定員が減少したものの、2号・3号認定（保育）は810名の定員増となり、全体では386名の増加となります。

また、定員の増減を伴わない大規模修繕等については、3施設が実施しています。

定員の増減を伴う施設の整備状況（平成30年度）

市町	種別	整備区分	定員増減	
津市	認定こども園	増改築	1号 6名増	2・3号 12名増
津市	認定こども園	創設・大規模修繕	1号 70名減	2・3号 73名増
四日市市	保育所	創設		2・3号 90名増
四日市市	保育所	創設		2・3号 120名増
四日市市	保育所	創設		2・3号 60名増
伊勢市	認定こども園	創設・大規模修繕	1号175名減	2・3号 102名増
伊勢市	認定こども園	創設・大規模修繕	1号170名減	2・3号 73名増
松阪市	保育所	増改築		2・3号 40名増
桑名市	認定こども園	増改築	1号 15名増	2・3号 10名増
名張市	認定こども園	増改築	1号 15名増	2・3号 35名増
名張市	認定こども園	創設・改築	1号 75名減	2・3号 75名増
明和町	認定こども園	創設	1号 30名増	2・3号 120名増
計	12施設		1号424名減	2・3号 810名増

定員の増減を伴わない施設の整備状況（平成30年度）

市町	種別	整備区分	整備数
桑名市	認定こども園	防音壁整備	1施設
鈴鹿市	保育所	改築	1施設
いなべ市	保育所	大規模修繕	1施設
計			3施設

## 2. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業のうち、三重県が重点的な取組として推進する「病児保育事業等」、「放課後児童クラブ」についての実施状況は以下のとおりとなります。

なお、整備施設数については、県又は国の補助金を活用して整備を行う施設の数を示しています。

### 〔平成 30 年度の実施状況〕

#### (1) 病児・病後児保育施設 2施設 創設

四日市市	しもの病児保育室	(定員 3 名 創設)
鈴鹿市	鈴鹿市立西条保育所	(定員 6 名 創設)

#### (2) 放課後児童クラブ 6施設 創設、改築、大規模修繕等 の整備を実施

##### 【創設、改築】 3施設

津市	観音寺地区放課後児童クラブ	(定員 5 名増)
伊勢市	なないろ学童クラブ	(定員 11 名増)
亀山市	昼生小学校区放課後児童クラブ	(定員 20 名 創設)

##### 【大規模修繕】 3施設

津市	新町地区放課後児童クラブ室	(定員 30 名増)
	一志東地区放課後児童クラブ室	(定員 48 名増)
伊賀市	柘植放課後児童クラブ	(定員 10 名増)

### 〔平成 31 年度の取組方向〕平成 31 年度に整備予定の施設

#### (1) 病児・病後児保育施設 1施設 創設(平成 30 年度からの継続事業)

鈴鹿市	鈴鹿市立西条保育所	(定員 6 名 創設)
-----	-----------	-------------

#### (2) 放課後児童クラブ 10施設 創設、改築、増改築、大規模修繕等 を予定

##### 【創設、改築、増改築】 5施設

松阪市	小野江小学校区放課後児童クラブ施設	(定員 9 名増)
名張市	名張小学校区放課後児童クラブ 3	(定員 10 名増)
亀山市	亀山南小学校区放課後児童クラブ	(定員 20 名増)
いなべ市	笠間放課後児童クラブ室	
東員町	第 2 神田学童保育所	(定員 40 名 創設)

##### 【大規模修繕】 5施設

津市	大里地区放課後児童クラブ	(定員 18 名増)
	上野放課後児童クラブ室	(定員 10 名増)
	北立誠地区放課後児童クラブ室	(定員 30 名増)
松阪市	射和小学校区放課後児童クラブ室	(定員 14 名増)
伊賀市	新居放課後児童クラブ	(定員 15 名増)



### 3. 人材の確保、質の向上等について

#### 〔平成30年度の実施状況〕

今年度、県が実施している人材の確保、質の向上等に関する各種事業については、以下のとおりとなります。

実施事業	実施状況
1. 保育士・保育所支援センター事業 ・潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援 ・新任保育士就業継続支援研修 ・管理者、経営者マネジメント研修 ・潜在保育士就労等意識調査事業	ハローワーク等と連携した「保育のお仕事相談会」の回数 70回、専門相談員による就労相談件数 44件（1月末現在） 2会場 修了者 180名 4会場 受講者 174名 別紙「報告書」のとおり
2. 保育士等キャリアアップ研修 ①乳児保育 ②幼児教育 ③障がい児保育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦マネジメント ⑧保育実践	3会場 修了者 455名(予定) 2会場 修了者 287名 2会場 修了者 218名(予定) 2会場 修了者 298名(予定) 2会場 修了者 234名 2会場 修了者 258名 2会場 修了者 280名(予定) 3会場 修了者 277名 上記1の新任保育士就業継続支援研修を含む
3. 子育て支援員研修 ・地域保育コース(地域型保育) ・放課後児童コース	1会場 修了者42名(予定) 1会場 修了者32名
4. 放課後児童支援員認定資格研修	3会場3回 修了者300名(予定)
5. 人権保育専門研修 ①障がい児共生保育 ②一人ひとりを大切にする人権保育の実践 ③人権の視点からみた造形活動 ④人権保育から保護者支援を考える ⑤子どもの貧困と子育て支援 ⑥多様な性を考える ⑦これからの多文化共生保育に求められること ⑧家庭支援推進保育士向け連続講座	3会場 受講者 72名 4会場 受講者 85名 3会場 受講者 100名 3会場 受講者 72名 3会場 受講者 57名 3会場 受講者 53名 3会場 受講者 54名 3回 受講者 122名
6. 公立幼稚園等新規採用教員研修 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	受講者 24名 受講者 12名

<p>7. 乳幼児教育研修</p> <p>①絵本の読み方、選び方、楽しみ方 ②児童虐待の現状と保育者の役割 ③0・1・2歳児からの発達と学び</p>	<p>受講者 163名 受講者 63名 受講者 179名</p>
<p>8. 乳幼児教育関連講座</p> <p>①子どもの発達と心の理解 ②教育相談の基礎1 ③教育相談の基礎2 ④教育相談のエッセンス ⑤思春期臨床を考える ⑥子どもたちの人間関係の理解 ⑦学校で活かす心理臨床の知恵 ⑧描画表現の体験をととした子どもの心の理解 ⑨「ちがいを認め合う人権教育 ⑩特別支援教育基礎講座 ⑪生徒指導 —自分と仲間を大切にする子を育てる指導— ⑫育てよう！トラブルを回避できる力 ⑬学校のできる未来づくり —森林環境教育を学校で—</p>	<p>受講者 11名 受講者 15名 受講者 7名 受講者 0名 受講者 1名 受講者 5名 受講者 1名 受講者 7名 受講者 8名 受講者 6名 受講者 0名 受講者 6名 受講者 4名</p>
<p>9. 私立幼稚園研修等事業費補助金</p>	<p>三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修事業等について補助を実施。 私立の幼稚園教諭・保育教諭の新規採用教員研修会など 10事業 36分野 参加者 1,857名(予定)</p>
<p>10. 保育士修学資金貸付事業</p>	<p>平成29年度からの継続 29名 平成30年度新規 30名 平成31年度貸出予約 30名</p>
<p>11. 潜在保育士就職支援準備金貸付事業</p>	<p>平成30年度 3名(予定)</p>
<p>12. 三重県国公立幼稚園・こども園長会、 公益社団法人全国幼児教育研究協会 三重支部合同研修会</p>	<p>① 気になる子と言わない保育:どの子にも、楽しかったの毎日を ② 子どもの遊びは学びの始まり 受講者 253名</p>
<p>13. 三重県幼稚園カリキュラム委員会集中研修会(三重県国公立幼稚園・こども園長会)</p>	<p>一人一人の幼児に豊かでたくましく生きる力の基礎を育む 受講者 196名</p>

※6・7・8は県教育委員会主催

12・13は三重県国公立幼稚園・こども園長会主催



## 〔平成31年度の取組方向〕

### (1) 研修事業について

今年度から、保育現場におけるリーダー的職員の専門性の向上を図り、かつ、賃金等の処遇改善につながる「保育士等キャリアアップ」研修を実施していますが、平成31年度は引続き8分野計2,350名の定員で研修を実施しますが、受講者の利便性を考慮し、受講会場を県内各地に分散して実施する予定です。

また、申請のあった指定保育士養成施設等に対する指定も併せて実施し、保育士等のキャリアアップ・処遇改善につなげていきます。

放課後児童支援員認定資格研修、子育て支援員研修及び人権保育専門研修については、今年度と同様に引続き実施し、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員資格所有者の配置を進めるとともに、専門研修により保育の質の向上を進めていきます。

平成31年度新規事業としては、放課後児童支援員の資質向上研修を県内1ヶ所で実施する予定です。この研修は放課後児童支援員の資質向上を図るとともに、保育士等キャリアアップ研修と同様に、放課後児童支援員の処遇改善につなげることができます。

その他の研修についても、引続き、三重県及び三重県教育委員会が連携して、子どもたちを取り巻く現状や現場のニーズに合わせて、適切な研修を実施していきます。

### (2) 人材確保事業について

保育士の確保は、待機児童の解消、保育士の処遇改善及び質の向上を進めるうえで喫緊の課題ですが、今年度実施した「潜在保育士就労等意識調査事業」の結果を踏まえ、国が構築した処遇改善の取組を進めるほか、新たに以下の3事業を実施し、人材確保を図ります。

#### ① みえの保育所情報発信事業

保育士・保育所支援センターにおいて、ハローワークなどの求人情報ではわからない、各保育所等の労働環境や独自の働きやすい職場づくりに関する取組を紹介する仕組みを構築し、保育の仕事に興味のある方が求める、きめ細かで魅力ある情報を発信していきます。

#### ② 保育園でのホイクボス推進事業

保育現場の実情に精通した専門家とも連携し、県内の保育所3ヶ所に対し、定期的にアドバイザーを派遣し、業務改善など具体的な労働環境の改善を進めて、各保育所にあったイクボス(ホイクボス)の推進を図る取組を実施するとともに、取組の過程で得られた課題やノウハウを広く共有し、県全体にホイクボスの普及拡大を図ります。

### ③ 保育体制強化事業

保育所等が働きやすい職場となるため、地域の多様な人材を保育支援者として保育周辺業務（清掃業務、給食の配膳、寝具の準備や片付けなど）に活用し、保育士の負担を軽減することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。実施の要望があった3市の42施設に対し、補助を行う予定です。

また、現在実施中の保育士修学資金貸付事業、潜在保育士の就職支援準備金貸付事業については、保育現場における保育士確保のニーズが引続き重要な課題であることから、事業を2年延長し、平成34年度まで新規貸付を行う予定です。

## 4. 保幼小の連携について

### 〔小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進〕

三重県の子どもたちが発達段階に応じ、切れ目なく体系的に必要な資質・能力を育むため、接続期（5歳児後半から1年生7月）における保育・教育活動、指導の工夫などをまとめた「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を平成29年度に作成しました。

今年度は県内の全幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、各自治体あてに手引きを配布し、4つの園で実践研究を行いました。

※詳細は別紙1のとおり

### 〔保幼小の交流について〕

小学校への円滑な接続につながる取組の一つとして、幼稚園、認定こども園、保育所の児童が小学生との体験的な交流を行うことを推奨しています。

「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の中では、平成31年度末に全ての園で複数回の交流が実施されることを目標としています。

公立幼稚園では多くの園で複数回の交流が行われていますが、私立の幼稚園や保育所では、卒園後に入学する小学校が分かれるなどの事情もあり、交流が進んでいないのが現状です。

今後とも、教育委員会と連携しながら様々な機会をとらえて、取組が推進されるよう支援していきます。

### 小学校との交流を行った幼稚園等（H29年度）

	複数回交流	1回のみ交流	計（1回以上交流）
公立幼稚園	141 園中 123 園 87.2%	141 園中 17 園 12.1%	141 園中 140 園 99.3%
私立幼稚園	52 園中 15 園 28.8%	52 園中 16 園 30.8%	52 園中 31 園 59.6%
私立・公立 認定こども園	27 園中 12 園 44.4%	27 園中 9 園 33.3%	27 園中 21 園 77.8%
私立・公立 保育所	383 園中 200 園 52.2%	383 園中 98 園 25.6%	383 園中 298 園 77.8%
計	603 園中 350 園 58.0%	603 園中 140 園 23.2%	603 園中 490 園 81.3%

### 〔就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用について〕

3歳～5歳児を対象に、就学前の生活習慣チェックシートを幼稚園等に配布し（注）、取組結果の共有や取組方法、好事例の紹介など、家庭と連携した生活習慣等の確立が図られるよう支援しました。

（注）年3回実施 1回目は紙ベースで配布 2・3回目はwebページからダウンロードなど

実施後のアンケートでは「保護者、児童ともに生活習慣の見直しに役立った」、「家庭での様子がよく判り、保護者との会話にもつながった」など、多くの好意的なご意見をいただいておりますが、実施方法、時期などについては、今後検討が必要であると考えています。

※「生活習慣チェックシートの家庭・園等における活用状況」及び「生活習慣チェックシート」は別紙2参照

## 幼児教育に係る取組について ～子ども子育て会議資料～

三重県教育委員会事務局  
小中学校教育課

## ～幼児教育に係る、三重県の現状と課題～

- ① 幼児期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と連携・協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。また、子ども・子育て支援新制度の実施により、幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育施設には、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拠点としての機能等の一層の充実が期待されています。
- ② 小1 プロブレム等の就学に伴うさまざまな課題があることから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携して取り組む必要があります。
- ③ 多様な幼児教育のニーズに応えるため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の資質向上が求められています。
- ④ 健全な社会を築くために、幼児期から規範意識を培うことが大切です。そのため、幼稚園・認定こども園・保育所が、家庭・地域と連携して課題の解決に向けた取組を積極的に行うことが必要です。

(三重県教育ビジョンから)

## 昨年度の県の取組

## 1. 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の作成

## ○ねらい

- ・ 保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、幼稚園等と小学校の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んで作成。
- ・ 本手引きの活用を通じ、三重県の子どもたちの発達段階に応じ、切れ目なく体系的に必要な資質・能力が育まれることを目指す。

## ○概要

## ・ 4つのポイント

- ポイント1：幼児教育と小学校教育の特徴や違いを理解する
- ポイント2：「接続期に育みたい子どもの姿」を設定・共有する
- ポイント3：円滑な接続を意識してカリキュラムを作成する
- ポイント4：カリキュラムをもとに保育・教育活動、幼児児童の交流を進めるとともに、見直し・引き継ぎを行う

## 【幼児教育と小学校教育の特徴や違い】

幼児教育	小学校教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な生活の単位が1日</li> <li>・ 興味、関心に応じた時間の配分による生活</li> <li>・ 遊びを通して総合的に学ぶ</li> <li>・ 保育教育活動の「ねらい」は「方向性」</li> <li>・ 保育者は環境を構成</li> <li>・ 一人一人の興味・関心に基づき活動が展開</li> <li>・ 個やグループでの遊びや学びが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45分を1単位</li> <li>・ 時間割に基づいて生活や学習</li> <li>・ 教科を中心に系統的に学ぶ</li> <li>・ 授業の「ねらい」は「到達度」</li> <li>・ 教材を介し教師の指導助言により学習</li> <li>・ 教師が全員に共通の教材や場を設定</li> <li>・ 学級集団で学ぶことが多い</li> </ul>

## 【接続期に育みたい子どもの姿に係る3つの柱】

## 1) 「自立の芽生え」

- 健康で安全な生活を送る
- 自分のことは自分でする
- 人とかかわる

## 2) 「まなぶ力」

- 好奇心や探究心をもってものとかかわる
- 文字や数字に興味・関心をもつ
- 感じたことや考えたことを表現する

## 3) 「豊かな心」

- 自己肯定感ややり抜く力を高める
- 友だちと協同して取り組む
- 命を大切にする
- 善悪を判断し、約束を守る

## 【「接続期に育みたい子どもの姿」の設定・共有】

- ・ 保幼小の教職員間の話し合いの場
- ・ 幼稚園等の保育参観、小学校の授業参観、行事への参加の機会。
- ・ 小学校区等での引き継ぎの機会。
- ・ 子どもの実態の把握

## 【円滑な接続のための配慮】

## (1) 家庭や地域との連携・協力について

## ①家庭との連携・協力

- ・ 幼稚園等では子育て支援のために幼児期の教育に関する相談に応じる、情報を提供する、保護者同士の交流の機会を提供するなど、幼稚園と家庭が一体となって取組を進める。
- ・ 生活習慣の確立などについては、家庭と積極的に連携し、協力を得る。

## ②地域との連携・協力

幼稚園等や学校が家庭や地域に対して、取り組んでいることや子どもたちの様子を伝達。共通の目的をもって、家庭や地域とともに子どもたちを育む。

## (2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応について

特別な支援を必要とする子どもは、新しい環境に不安を感じることもあるため、幼稚

園等でうまくいっていたこと、困っているときの対処の方法などを小学校と共有することは、子どもたちの安心や成長につながる。

- ①特別な支援を必要とする子どもを支える体制づくりの必要性
- ②関係機関等との連携の必要性

### 今年度の県の取組

#### 1. 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の配付と周知

##### ○配付先

県内全幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、各自治体

##### ○周知先

第1回公立小中学校等校長研修会、三重県国公立幼稚園・こども園長会総会、三重県私立幼稚園・認定こども園協会総会、三重県幼児教育カリキュラム委員会、三重県乳幼児研修など。

#### 2. 幼児教育推進事業

##### 事業の目的とねらい

子どもたちの自己肯定感ややり抜く力などを高める効果的な指導方法や保幼小に係る連携について、学識経験者と連携しながら研究を進め、成果の普及を図る。

実践研究園	テーマ	学識経験者
東員町立 笹尾東幼稚園	やり抜く力と生活習慣と接続期の課題	鈴鹿大学こども教育学部 田口 鉄久教授
鈴鹿市立 椿幼稚園	思考力の芽生えと生活習慣と接続期の課題	三重大学教育学部 富田 昌平教授
津市立 巽ヶ丘幼稚園	命の大切さと生活習慣と接続期の課題	三重大学教育学部 富田 昌平教授
松阪市立 豊地幼稚園	自己肯定感と生活習慣と接続期の課題	ユマニテク短期大学 山野 栄子准教授

#### 3. 乳幼児研修

8月 9日（木）「児童虐待の現状と保育者の役割」

講師：県内児童相談所職員

受講者数：62名

（幼稚園教諭32、保育教諭9、保育士20、小学校教諭1）

8月28日（火）「0・1・2歳児からの発達と学び」

講師：三重大学教育学部教授 富田昌平様

受講者数：179名

(幼稚園教諭112、保育教諭32、保育士33、小学校教諭2)

12月25日(火)「絵本の読み方、選び方、楽しみ方」

講師：絵本あれこれ研究家 加藤 啓子様

受講者数：163名

(幼稚園教諭107、保育教諭31、保育士22、小学校教諭1、  
特別支援学校教諭2)

#### ～平成30年度の成果と課題～

幼児教育推進事業において、4つの市町の実践研究幼稚園では、学識経験者からの指導助言のもと、テーマに沿った実践研究が進んでいる。就学前教育の質的向上を図るため、今年度は、園での保育実践を学識経験者に参観いただき、専門的な見地から、その実践に対して直接的な指導助言を受ける機会を設けることができた。次年度は、今年度のような効果的な保育の実践事例を市町内の他の園・所に広げたり、保幼小や家庭・地域との連携を進めるための研修会を開催したりするなど、市町として幼児教育推進に向けての手立てを確立するため支援をしていく必要がある。

また、今年度「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を県内全域に配付し、保幼小接続のための一つの指針として示すことができた。一方で、この「手引き」について、更なる活用について周知するとともに効果的な活用事例を紹介することや、小学校へのアプローチをどのように進めるかなど、引き続き保幼小の円滑な接続を図るため、取組を進めることが必要である。

#### 平成31年度の県の取組

##### 1. 就学前教育の質向上事業

就学前教育の専門家を市町に派遣し、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続について研修会や公開保育等で指導・助言を行うことを通じて、市町における就学前教育の質の向上に係る取組を支援。

##### 2. 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の改訂と配付

今年度の取組事例を追記し、実践事例の普及を図ります。手引きの内容を、具体的にどのように実践すると効果的であるかを県内に広めます。



小中学校の読書習慣・生活習慣チェックシートへの繋がりを意識した就学前の子ども向け  
生活習慣チェックシートの家庭・園等における活用(平成30年12月末現在)

チェックシートの実施状況

	平成28年 5月	平成28年 7月	平成28年 10月	平成29年 5月	平成29年 7月	平成29年 10月	平成30年 5月	平成30年 7月	平成30年 10月
全園	85.8% 514/599	83.7% 504/602	84.6% 509/602	90.7% 546/602	85.7% 517/603	83.7% 505/603	89.0% 519/583	79.1% 463/585	75.3% 440/584
公立幼稚園	94.6% 140/148	94.6% 140/148	97.3% 144/148	97.2% 137/141	94.3% 133/141	91.5% 129/141	98.5% 129/131	96.2% 126/131	92.4% 121/131
公私立保育 所・認定こ ども園	83.5% 330/395	79.4% 316/398	80.2% 319/398	89.5% 366/409	82.0% 336/410	81.0% 332/410	85.8% 350/408	72.9% 299/410	70.4% 288/409
私立幼稚園	78.6% 44/56	85.7% 48/56	82.1% 46/56	82.7% 43/52	92.3% 48/52	84.6% 44/52	90.9% 40/44	86.4% 38/44	70.5% 31/44

家庭の協力状況

	平成28年 5月	平成28年 7月	平成28年 10月	平成29 年 5月	平成29 年 7月	平成30年 5月	平成30年 7月	平成30年 10月
チェックシート実施以前より家庭が 協力的に取り組むようになった割合								
公立幼稚園	70.3%	68.2%	75.0%	66.6%	74.5%	66.4%	66.4%	61.8%
公私立保育所・認定こども園	41.3%	33.4%	40.5%	41.3%	40.0%	41.4%	36.1%	34.0%
私立幼稚園	44.6%	46.4%	48.2%	50.0%	48.1%	40.9%	31.8%	34.1%

(活用例) 園だよりへの分析結果の掲載、懇談会等で保護者に報告、送迎の際に保護者に共有、協力者会議等での議題 など

# チェックシートのフィードバック状況

		生活習慣・読書週間の結果について保護者と情報共有を図った(図る)割合 〔上段：活用割合、下段：活用種別割合〕											
		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年			
		5月	7月	10月	5月	7月	10月	5月	7月	10月	5月	7月	10月
公立 幼稚園	89.2%	89.2%	89.2%	92.6%	93.6%	89.4%	88.7%	89.3%	82.4%	80.9%	106/131		
	132/148	132/148	137/148	132/141	126/141	125/141	117/131						
	送迎の際に共有	10.1%	16.9%	14.9%	12.8%	20.6%	13.5%	19.8%	23.7%	16.8%			
	園だよりに掲載	66.2%	68.2%	64.2%	71.6%	58.9%	58.2%	50.4%	58.8%	44.3%			
	懇談会で報告	33.8%	21.6%	25.0%	24.1%	22.0%	30.5%	23.7%	16.0%	19.1%			
その他	9.5%	6.8%	8.1%	7.8%	7.8%	8.5%	13.7%	10.7%	18.3%				
公私立 保育所・ 認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	送迎の際に共有	13.4%	15.1%	17.8%	18.8%	22.0%	21.2%	18.4%	16.1%	18.6%			
	施設だよりに掲載	26.3%	24.6%	24.6%	30.8%	29.0%	30.2%	23.8%	26.8%	17.8%			
	懇談会で報告	8.4%	6.5%	10.1%	8.8%	5.4%	8.0%	6.6%	4.4%	6.6%			
	その他	7.1%	10.3%	7.5%	5.9%	7.8%	5.1%	11.8%	8.0%	11.5%			
私立 幼稚園	42.9%	50.0%	50.0%	48.1%	55.8%	46.2%	34.1%	25%					
	24/56	28/56	28/56	25/52	29/52	24/52	15/44	11/44					
	送迎の際に共有	7.1%	7.1%	8.9%	7.1%	7.7%	5.8%	11.4%	9.1%	11.4%			
	施設だよりに掲載	26.8%	35.7%	26.8%	35.7%	34.6%	36.5%	25.0%	22.7%	15.9%			
	懇談会で報告	7.1%	10.7%	14.3%	10.7%	15.4%	5.8%	13.6%	4.5%				
その他	1.8%	3.6%	5.4%	3.6%	3.8%	7.7%	9.1%	6.8%	2.3%				

※下段は複数回答可

できるかな！

おうちの人もししょに確認してください。



三重県教育委員会  
マスコットキャラクターみえびい

くみ：

なまえ：

✿ おきるじこくやねるじこくなどをおうちのひとときめましょう。

✿ したのことができたなら😊に、いろをぬったりシールをはったりしましょう。



ひづけ	/	/	/	/	/	/	/
こうもく							
□じ□ふんにおきる	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
あさごはんを食べる <small>三重県健康福祉部 マスコットキャラクターフェアリーベジ</small>	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
うんちをする 	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
あいさつをする おはようございます 	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
からだをうごかしてあそぶ 	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
おうちのひとにほんを よんでもらう 	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
はみがきをする 	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
□じ□ふんにねる	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊

おうちのひとからのひとこと  
(自信につながるようほめる一言をお願いします)

※チェック項目等については、幼稚園教育要領および三重県チェックシート（小学生版・中学生版）等を踏まえて作成しました。  
※この用紙は、「みえの学力向上県民運動」ホームページよりダウンロードできます。



できるかな！

おうちの人もいっしょに確認してください。



三重県教育委員会  
マスコットキャラクターみえびい

就学前の子ども向け（4・5歳児）

くみ：

なまえ：

✿ おきるじこくやねるじこくなどをおうちのひとときめましょう。

✿ したのことができたなら😊に、いろをぬったりシールをはったりしましょう。



こうもく	ひづけ	/	/	/	/	/	/	/
□じ□ふんにおきる		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
じぶんできがえをする		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
あさごはんを食べる	 三重県健康福祉部 マスコットキャラクターフェアリーベジ	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
うんちをする		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
すすんであいさつをする おはようございます		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
からだをうごかしてあそぶ		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
テレビをみる・ゲームをするじかん □ふんいない		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
おうちのひとといっしょに ほんをよむ		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
はみがきをしてから、 □じ□ふんにねる		😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊

おうちのひとからのひとこと

(自信につながるようほめる一言をお願いします)

※チェック項目等については、幼稚園教育要領および三重県チェックシート（小学生版・中学生版）等を踏まえて作成しました。  
※この用紙は、「みえの学力向上県民運動」ホームページよりダウンロードできます。

三重県・三重県教育委員会・三重県PTA連合会



## 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて

### 1. 認定こども園の設置状況

三重県子ども・子育て支援事業支援計画における、認定こども園の目標設置数は、教育・保育を提供する市町と、私立幼稚園の意向希望を合わせて設定しており、平成27年度から平成31年度までの5年間で新たに33施設を設置し、既存の5施設と合わせ、平成31年度末までに38施設を設置することとしています。

#### 認定こども園目標設置数及び設置数

	既設	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	時期 未定	計
市町設置予定 及び 私立幼稚園移行希望 (目標設置数)	5	3	5	6	2	4	13	38
設置数 (年度内実績)	5	3	9	10	15			42

平成30年度は9月末までに、幼保連携型認定こども園として15施設の設置があり、既存の27施設と合わせると42施設となり、目標設置数(21施設)を21施設上回りました。

平成31年度は、今年度2回実施した認定こども園認可等部会の結果、11の私立幼保連携型認定こども園が認可されることとなり、公立園を合わせると、13の幼保連携型認定こども園が新たに設置される予定です。

(詳細は次頁のとおり)



2. 平成31年度開設予定認定こども園の認可定員等

私立

No	類型	市町名	認可申請園名 (仮称含む)	現園名	現在の状況		認可定員(予定)									利用定員(予定)		
					認可定員					3歳児	4歳児	5歳児	1号認定 子ども計				3~5歳児	
					1号認定 子ども計	2・3号認定 子ども計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	1号認定 子ども計	2・3号認定 子ども計	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	
1	幼保連携型	津市	幼保連携型認定こども園 すぎのこ保育園	すぎのこ保育園	6					2	2	2	6			6		
					90	102	9	15	18	20	20	20	102	9	33	60		
2	幼保連携型	津市	津こども園	津幼稚園	280	210				80	65	65	210			210		
						73	6	10	12	15	15	15	73	6	22	45		
3	幼保連携型	津市	ゆたか認定こども園	ゆたか保育園	15					5	5	5	15			15		
					90	90	3	12	15	20	20	20	90	3	27	60		
4	幼保連携型	伊勢市	めいりんこども園	明倫幼稚園	210	35				11	12	12	35			35		
						102	6	12	21	21	21	21	102	6	33	63		
5	幼保連携型	伊勢市	中島こども園	中島幼稚園	200	30				10	10	10	30			30		
						73	3	10	15	15	15	15	73	3	25	45		
6	幼保連携型	桑名市	耕逸山 たどこども園	多度保育園	15					5	5	5	15			15		
					100	103	7	8	22	22	22	22	80	3	14	63		
7	幼保連携型	桑名市	認定こども園 ゆい保育園	ゆい保育園	15					5	5	5	15			15		
					120	120	5	10	15	30	30	30	120	5	25	90		
8	幼保連携型	名張市	認定こども園 つつじが丘幼稚園	つつじが丘幼稚園	240	165				55	55	55	165			165		
						75	0	0	15	20	20	20	75	0	15	60		
9	幼保連携型	名張市	みはた虹の丘こども園	みはた虹の丘保育園	15					5	5	5	15			15		
					150	135	12	24	24	25	25	25	135	12	48	75		
10	幼保連携型	亀山市	幼保連携型認定こども園 亀山愛児園	亀山愛児園	15					5	5	5	15			15		
					120	110	12	18	20	20	20	20	110	12	38	60		
11	幼保連携型	明和町	認定こども園 第2明和ゆたか園	名張よさみ幼稚園	30					10	10	10	30			30		
						120	9	12	24	25	25	25	120	9	36	75		

公立

No	類型	市町名	認可申請園名 (仮称含む)	現園名	現在の状況		認可定員(予定)									利用定員(予定)		
					認可定員					3歳児	4歳児	5歳児	1号認定 子ども計				3~5歳児	
					1号認定 子ども計	2・3号認定 子ども計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	1号認定 子ども計	2・3号認定 子ども計	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	
1	幼保連携型	津市	津市立一志こども園	高野保育園 高岡幼稚園	100	90				30	30	30	90			120		
					140	155	12	25	28	30	30	30	105	12	33	60		
2	幼保連携型	木曾岬町	木曾岬町立木曾岬こども園	木曾岬保育園 木曾岬幼稚園	60	60				20	20	20	60			60		
					110	80	6	12	18	14	15	15	80	6	30	44		

# 三重県潜在保育士就労等意識調査について

三重県子ども・福祉部少子化対策課

## 1. 調査の概要

### ①目的

待機児童の解消に向けて、保育人材確保が喫緊の課題とされている中、保育士資格を有する方で、現在保育現場で働かれていない方（潜在保育士）を対象に、就労への思いや復帰にあたり希望する条件などについて調査することで、有効な保育人材確保対策を構築することを目的としています。

### ②調査実施機関（委託先）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会  
三重県保育士・保育所支援センター

### ③調査対象

三重県における保育士登録者（23,079名：H30.2月現在）のうち、潜在保育士と推定される24歳～65歳の方（11,476名）

### ④回収結果

配布数（9,593件） 回収数（1,965件） 回収率（20.5%）  
※配布数は転居先不明等で返送された件数を差し引いています

## 2. 調査結果概要

### ①保育士としての就労期間

約半数の方が7年未満で離職していました。

保育士確保のためには、退職理由などを分析し早期離職の防止を図る必要があります。

通算就労期間	1年未満～3年	3年～7年	7年～12年	12年～30年	30年以上
割合	21.4%	25.1%	18.0%	15.9%	17.7%

### ②保育所の退職理由

保育士を離職した理由としては、「労働条件の不满」や「妊娠・出産・子育て」の項目が多くを占めました。特に、労働条件の内容としては「賃金」と回答した方が半数以上を占めており、保育士の処遇改善が重要な取組であることが改めて判りました。

（上位3項目：複数回答）

退職理由	労働条件の不満	妊娠・出産・子育て	結婚
割合	24.2%	23.8%	21.7%

労働条件の不満の理由	賃金	残業	休暇
割合	59.3%	41.6%	35.8%

### ③今後の保育士としての就労希望

約6割(1,169人)の方が、今後保育士として就労する可能性があるとは回答しています。

このうち、約430人の方が就職・再就職に向けての案内や求人情報、研修会の情報等を希望するとして、連絡先の登録をしていただきましたので、今後の取組に活用していきます。

就労希望	保育士として働きたい	保育士として働くことも考えられる	保育士として働くことはない
割合	6.6%	53.0%	37.8%

### ④就職・再就職する際に希望する条件や不安要素

保育士として就職・再就職をするにあたって希望する条件としては、「就業時間が自分の条件に合う」が最も多く、次いで給与以外の「労働条件・労働環境がよい」、「給与がよい」の順となりました。

また、保育士として復帰するにあたっての不安要素としても、「勤務時間」の回答数が「賃金」を上回っています。

このことから、保育士を確保するためには、勤務時間や休暇の取りやすさ、時間外労働の制限など、ライフスタイルに応じた働きやすい環境を整えることが第一の課題であると考えられます。

同じく、育児休暇の延長や短時間勤務措置などの取組を進めることで、「妊娠・出産・子育て」を理由として離職する保育士を減らすことにつながると考えます。

(上位3項目：複数回答)

希望する条件	就業時間が自分の条件に合う	労働条件・労働環境がよい	給与がよい
割合	74.0%	66.6%	55.9%

(上位5項目：複数回答)

不安要素	勤務時間	賃金	人間関係	家庭との両立	雇用条件
割合	56.0%	48.9%	42.7%	41.2%	40.2%



希望する働き方

(主なもの：複数回答)

雇用形態	パート 非常勤職員等	正規職員		
割合	75.3%	18.6%		
勤務形態	週 3～4 日	週 5 日	週 1～2 日	
割合	46.3%	34.4%	9.8%	
勤務時間	5～7 時間	2～4 時間	8 時間	
割合	37.3%	27.6%	24.6%	
勤務時間帯	9 時～12 時	8 時～17 時	12 時～14 時	14 時～17 時
割合	56.0%	45.0%	42.4%	21.0%

⑤三重県保育士・保育所支援センターの認知度

県では平成 25 年度から委託事業として、三重県社会福祉協議会内に保育士・保育所支援センターを設置し、保育士確保や離職防止のための研修事業などを実施しています。

しかしながら、今回の調査で多くの方がセンターの存在を知らず、研修や相談業務などの事業に関する情報発信について課題があることが判りました。

今後は、広報誌や保育士養成校、高等学校などを通じてセンターでの取組を紹介する機会を増やすとともに、更に事業内容を充実させていく必要があります。

三重県保育士・保育所支援センターを知っているか	今回初めて知った	知っている
割合	84.5%	12.4%

3. 調査から見てきた課題と今後の取組について

子ども・子育て会議資料「3. 人材の確保、質の向上等について」で記載。



# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
- ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
- ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
- ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等  
（①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等）
- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. 実施時期

- 2019年10月1日

### 6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設… 現物給付を原則。未移行幼稚園… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づき個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

#### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

##### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

#### ②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

#### (2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

#### (3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

## 施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設との法的な位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方  
裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付  
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号～8号)

認可外保育施設  
一時預かり事業  
病児保育事業  
子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て  
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた  
子育て支援

利用者支援事業  
地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業  
乳児家庭全戸訪問事業  
養育支援訪問事業等  
子育て短期支援事業  
子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

延長保育事業  
病児保育事業  
放課後児童クラブ

妊婦健診  
実費徴収に係る補足給付を行う事業  
(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもへの食料費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))  
多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支  
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての  
両立支援

企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

企業主導型ベビー  
シッター利用者支  
援事業

⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるような支援

# 子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の法律案による改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子どものための教育・保育給付」、「子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

## 児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付  
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

## 子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子ども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園  
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

## 子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付  
【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設等利用費用・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

## 子ども・子育て支援交付金(第4章)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補給給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

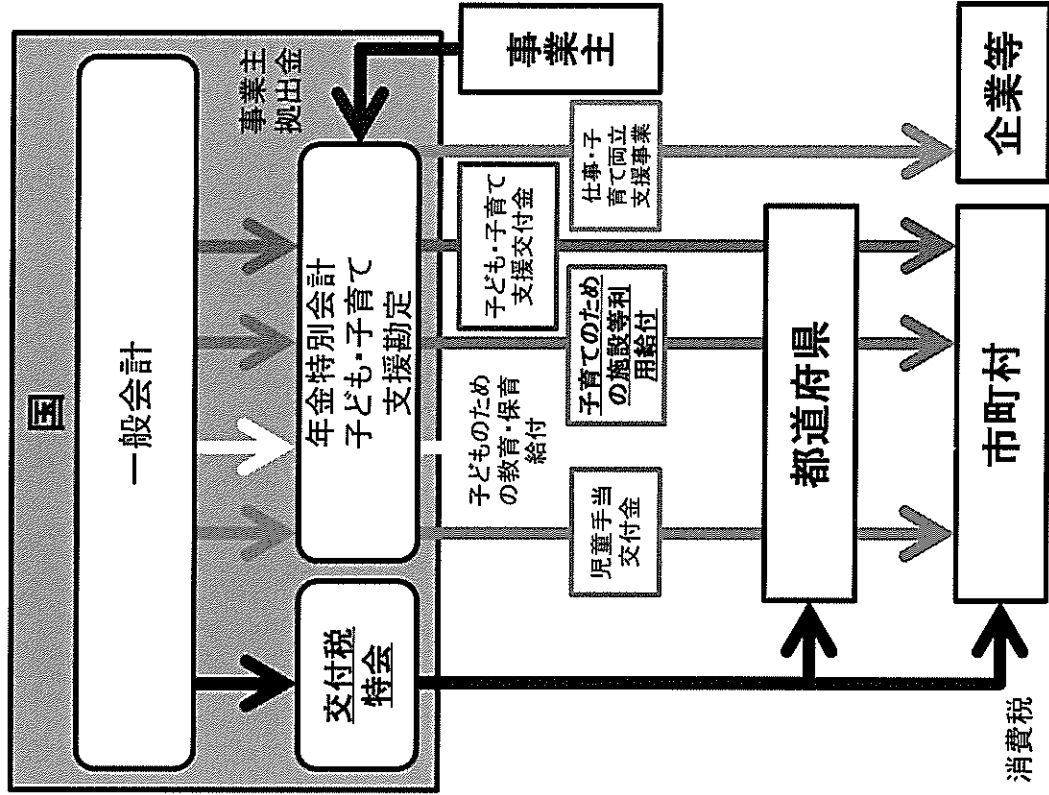
## 仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

- ・企業主導型保育事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

## 子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

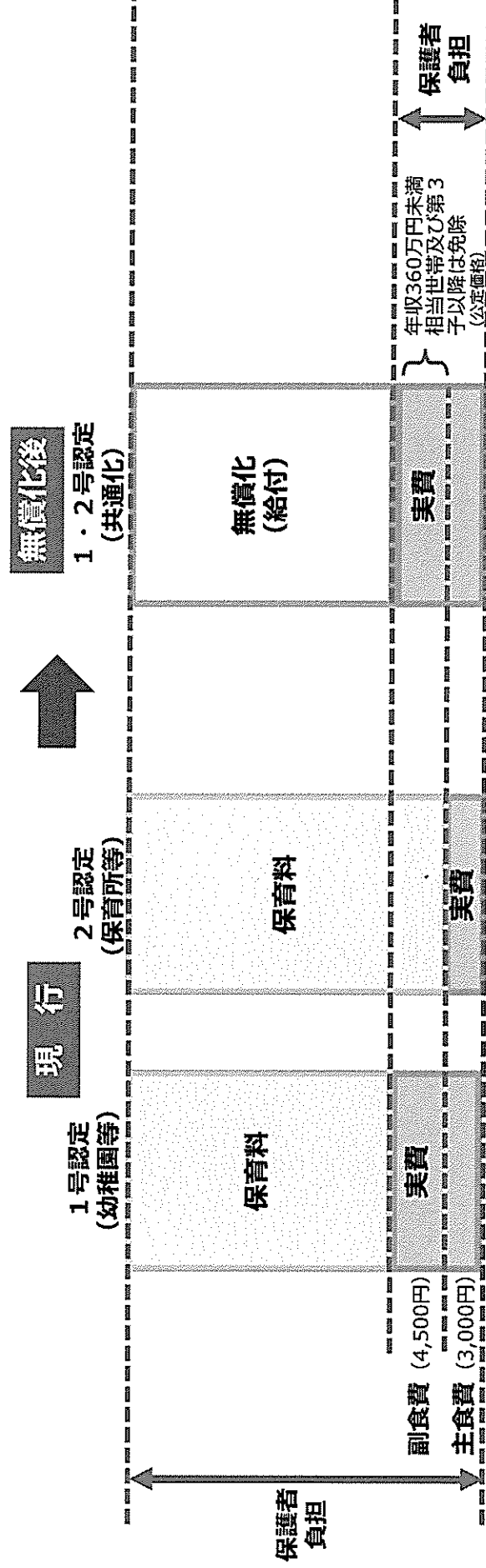
<国から都道府県・市町村への  
資金交付のイメージ>



## 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のよ  
うな取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
    - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
  - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
    - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。





## 取扱いの見直しに関する周知等

- ・ 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。
- ・ 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- ・ 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実を図る。
- ・ 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を行う。

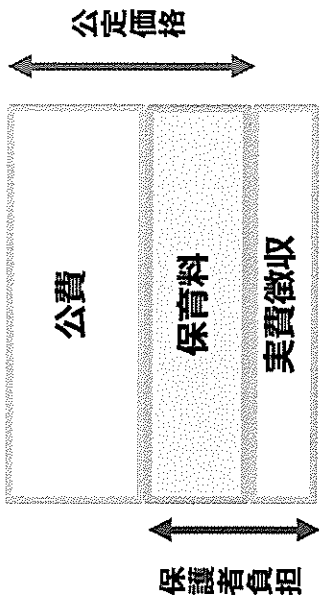
## （参考）「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

## 現行制度における食材料費の取扱い（概要）

### （1）保護者の自己負担の方法

- ①保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
  - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
  - ・ 事前の明示、同意

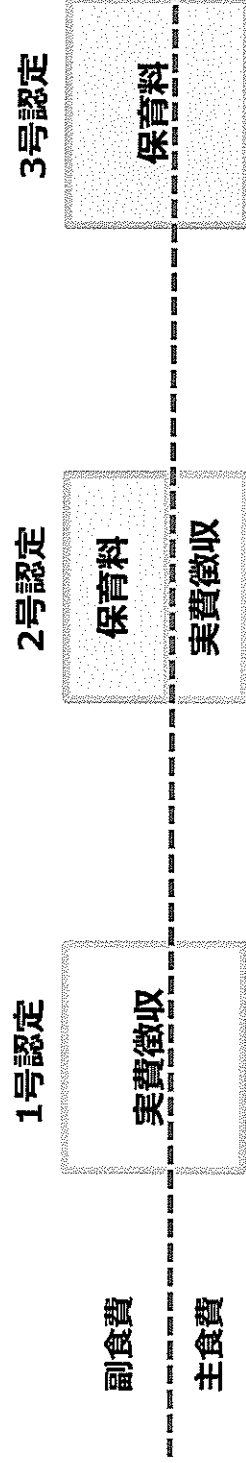


### （2）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

### （3）支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

# ○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

## ・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲  
 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

## ・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲  
 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

○ 無償化の対象となる認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものとしているが、待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在することを踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間を設けることしている。

○ この経過措置について、地方自治体から、以下のように、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討するよう、提案いただいているところ。

真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保質確保・向上等

P D C A サイクルを活用した国と地方の協議については、年内協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ペビニシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設等の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

<対応案>

- 市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。
  - ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、
  - ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある
- このため、5年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。（※法律事項）

① 経過措置期間中は、指導監督基準を満たさない施設についても無償化の対象とすることを原則とする。

② ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができることとする。

③ 併せて、条例制定の際の勘案要素として、市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案し、特に必要であると認めることを規定する。

※ 通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたものがどうかも確認する必要がある。

# 預かり保育の無償化について

資料2-8

## 対象者

- 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども
  - ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども
  - ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

## 無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（P2参照）

- ① の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

## 支払い方法

償還払い、現物給付のいずれでも可

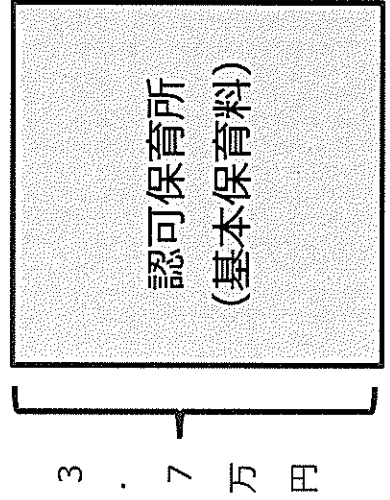
## 幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

## 預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施することが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。

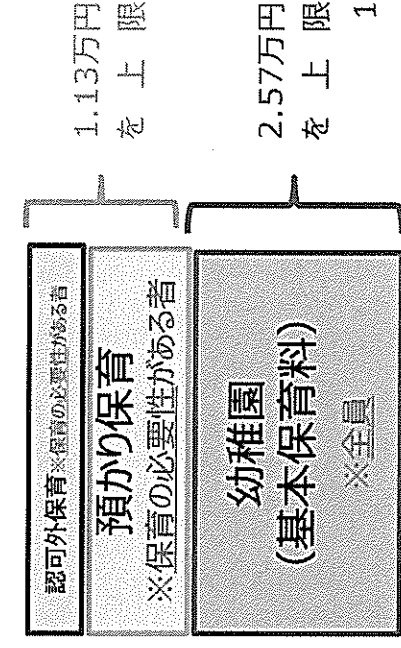
### 【認可保育所】



### 【幼稚園 + 預かり保育】



### 【幼稚園 + 預かり保育 + 認可外保育】



## 預かり保育の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

- 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月毎に個人の支給限度額を計算（支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）
- 園は保護者に対して利用日数と領収額を明記した領収書を発行し、保護者は支給申請書に領収書を添付して申請
- なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（※ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

### 月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定  
100円/時間

【前提②】ある園児の利用日数  
20日（1日3時間）

《各月支給限度額》・・・A  
450円×20日＝9,000円

《各月利用実績》・・・B  
100円/時間×3時間×20日＝6,000円

《支給額の算出》  
A 9,000円 > B 6,000円であることから、  
6,000円を支給

### 月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定  
400円/日

【前提②】ある園児の利用日数  
20日

《各月支給限度額》・・・A  
450円×20日＝9,000円

《各月利用実績》・・・B  
400円×20日＝8,000円

《支給額の算出》  
A 9,000円 > B 8,000円であることから、  
8,000円を支給

### 月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定  
10,000円/月

【前提②】ある園児の利用日数  
18日

《各月支給限度額》・・・A  
450円×18日＝8,100円

《各月利用実績》・・・B  
10,000円

《支給額の算出》  
A 8,100円 < B 10,000円であることから、  
8,100円を支給

# < 名張市 >

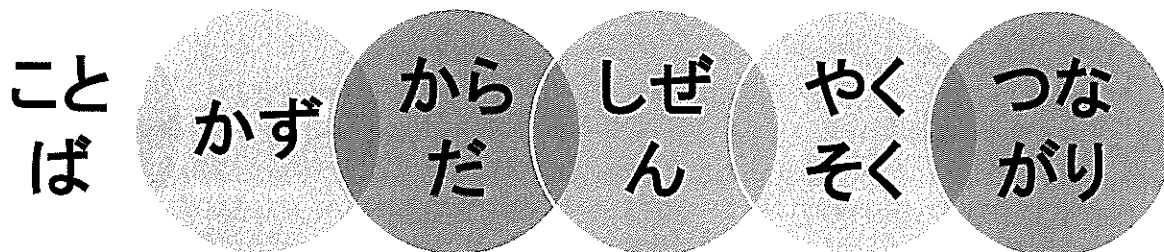
## しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム ～接続期の子どもの育ちについて考える～

### 名張市における接続期のカリキュラム

平成 28 年度より本市では、「幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究を行い、幼児期と児童期のスムーズな接続を実現させる」ことを目標に文部科学省の「幼児教育の推進体制構築事業」の研究委託を受け、調査研究を行ってきました。「幼児教育アドバイザー」を配置し、小学校・幼稚園・保育所（園）・認定こども園を巡回して、相互の職員への指導を行うとともに、就学前教育から学校教育へのなめらかな接続をめざして指導内容・指導方法を明確化するために、接続期カリキュラムとして「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム」を作成しました。

本市における接続期のカリキュラムは、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、名張市のめざす教育の実現に向け、5 歳児の 4 月から小学校 1 年生の 3 月までの 2 年間で、「幼児期における学びの土台の力」＝「学びの芽」を小学校における教科学習に丁寧につなぐ役割を担うものです。幼児期における「学びの土台の力」＝「学びの芽」は、小学校における教科学習への見通しをもちながら、遊びや生活の中で個々の発達や興味関心に応じながら育んでいくものです。接続期のカリキュラムは、これらの力が「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の 5 領域の中で総合的に育まれることを前提としながら、名張市の子どもに育みたい力にたらし、幼児期における「学びの土台の力」＝「学びの芽」を **6 つの重点カテゴリ** として抽出することで編成しています。6 つの重点カテゴリは、<ことば> <かず> <からだ> <しぜん> <やくそく> <つながり> とします。

これらの重点カテゴリを、小学校 1 年生の教科・領域の学習との連続性を意識し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の先を見通すために、教科・領域につなげていきます。



名張市  
名張市教育委員会

平成 31 年 2 月



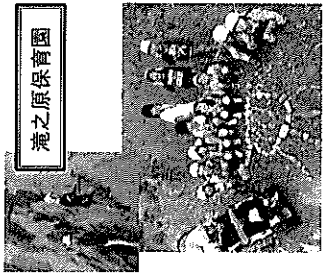




# 学びの芽がいっぱい!

名張市 幼稚園、保育所 (園)、認定こども園 5歳児クラスの実践例

ことば



滝之原保育園

【恐竜のたまご発見】  
近くの山で何かを発見した子どもたち!「これは恐竜のたまごじゃないの?」と共通のイメージを持ち、調査開始。「これは恐竜のベツト!」あ!化石を発見!」それぞれの発見したものを持ち寄り、図鑑などでとことん調べて、発見した事を一つの新聞にまとめます。実際に経験した事や体験した事を話し合い、一つの形にしていく事を楽しんでいきます。



梅が丘幼稚園

【つくるのってのしいな】  
年間を通して取り組んできた造形活動で、工夫する発見するといった楽しさを味わってきました。幼稚園での思い出を絵と文章で表現する「ようちえんにつきて」では、行事を振り返り自分の思った事を皆の前で話す機会を持つことで、友達の見聞にも耳を傾ける姿が見られるようになりました。

かす

しぜん

箕曲保育園



【心を一つに 太鼓を叩こう】  
年中組から取り組んでいる和太鼓、迫力満点の和太鼓の響きには、会場の皆を巻き込む一体感を感じます。練習の時から一人ひとりが響の音を聞き、リズムを合わせ、「ソローツツツ!」など掛け声を出し合い、気持ちを一つに演奏する楽しさを味わっています。

からだ

認定こども園名張よさみ幼稚園



やくそく

【美でる楽しさ】  
子どもを取り巻く環境に欠かせない音楽を当園では大切にしていきます。3歳児から鍵盤ハーモニカ曲を使って、音を楽しんでいます。音と音の響きから心地よさを感じ、友だちと一緒に演奏することや友だちの存在にも気づき協力する気持ちが芽生え、自信をもつて発表する機会もあります。

つながり

錦生保育所



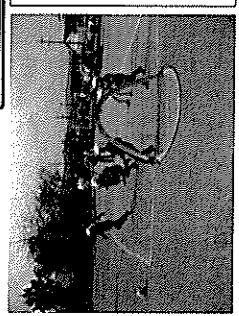
【しりとりで負けることばさがし】  
しりとりで負けたら負けというルールの中で様々な言葉さがしをします。「負けない言葉」になることなど、面白さに気が付いたり、発見を認めたりする中で自信にもつながっていきます。

名張幼稚園



【Aちゃん、そう思っていたんだね】  
遊びや生活の中で、教師が子どもの思いを受け止め、応答しながら、伝わる嬉しさや満足感を持つことを大切にしています。伝え合う経験を積み重ねることで、子どもの言葉を表現しようとする意欲を育てています。

桔梗南幼稚園



【ゴール決めるぞ!】  
2チームに分かれて試合開始。ボールを蹴る面白さやゴールを決めた時の嬉しさを楽しんで友だちとサッカーを楽しんでいます。子どもたちの身体が健やかに育つように環境を整え、戸外遊びを十分取り入れられるようにしています。

富貴の森こども園



【豊かな感性と表現から、共同的な学びへ】  
絵本を通して共通の体験をし、子ども一人ひとりが感じたこと、イメージを共有しながら遊びを展開していきます。そして、遊びが進んでいくうちに、友だちと関わる中で、共同の目的の表現にむけたり、工夫したり協力して表現を持ってやり遂げるようになります。その経験を通して、フェスティバルでライオンキングを演じます。一人ひとりの表現が緑の場となり自信を身につけていきます。

つながり

ことば

蔵持こども園



【ツガニの成長を見守る】  
「赤ちゃん生まれた!」「いいなくなつた? ...お腹の下にいる!」など、日々の発見を楽しむ子ども達。ある日、「お母さんツガニが2匹に増えた!」と発言する子、別の子は「ちやうどお腹やで!」、水筒から出ていると皮だけ、腹皮について説明を聞き、興味を持ってツガニの皮を手に取り観察します。知っていることや図鑑をさがし、生命の不思議や尊さに気づき、身近な動物への関心も広がります。



からだ

桔梗が丘保育園



【作戦たてよう! 次は絶対負けへん!】  
運動会に向けて、暑から毎日取り組んだクラス対抗リレー。回を重ねるごとにチームワークが強まり、クラスみんな勝ち喜び、負けたくやしさを次へのバネにしています。その取組の中で、仲間を応援したり、励ましたり、円陣を組んで作戦を立てて協力したりする経験を重ねました。仲間とつながりあう一人ひとりの心と体の育ちにつながります。

やくそく

しぜん

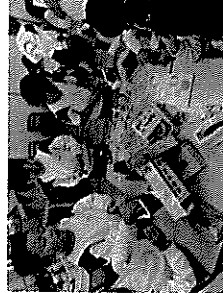
名張西保育園



【遊びの中の不思議発見】  
色々な体験で心を動かす遊びを実現に向かう遊びは、友だちと共に自分らしく生きる心と態度を育てます。色水遊びやお店ごっこ等を通して、探求心や創造力、協調性を養い、自己コントロール力を身につけ、物事に取り組もうとする力が育ちます。



桔梗が丘幼稚園



【腐材を使って何が出来るかな】  
自由遊びの中でも製作を楽しむ。腐材が身近にある環境づくりを心掛けています。一人ひとりが楽しむところから始めましたが、少しずつ友だち同士でアイデアを伝え合う姿が増えてきました。また、イメージするものを形にしていくことを楽しみ、異素材を取り入れて工夫するようにもなりました。作った物で友だちと遊ぶ姿も見られます。

### めざす姿

### 子ども

#### 夢をはぐくみ

- ・夢をもち、目標に向かって努力し続ける子ども
- ・思考力・判断力・表現力を身に付けた子ども
- ・自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する子ども
- ・自ら課題を見付け、解決していかようとする子ども

#### 心豊かで

- ・人との関わりを楽しむ子ども
- ・自らをコントロールし、他人とともに協調する子ども
- ・他人を思いやる心や感動する心を持つ子ども
- ・名張を愛し、名張を誇れる子ども
- ・社会の未来を考え、行動する子ども

#### 元気な「ぼりっ子」

- ・基本的な生活習慣を身に付けた子ども
- ・体を動かすことを好み、楽しむ子ども
- ・困難を乗り越え、明るく前向きに生活する子ども

#### 教職員

- 信頼・尊敬される教職員
- 研究と修養に努める教職員
- 魅力ある人間力・教師力をもった教職員
- 支え合い高め合える教職員

#### 園

縦の連続を重視した幼稚園  
～就学前から小中をつなぐ一貫した教育～

横の連携を大切にしたい幼稚園  
～園・家庭・地域・関係機関等との連携～

特色・魅力ある幼稚園

開かれた幼稚園

### 基本項目

#### (健康)

- ・生活に必要な活動を自分でする子の育成
- ・食育を通じ、食べることを楽しむ子どもの育成
- ・自ら体を十分に動かそうとする子どもの育成

#### (人間関係)

- ・身近な人と親しみ、かかわりを深める子どもの育成
- ・社会生活における望ましい習慣を身につけた子どもの育成
- ・友だちとのかかわりを深め思いやりのある子どもの育成

#### (言語)

- ・自分の言葉で表現しようとする子どもの育成
- ・相手の話す言葉を聞こうとする子どもの育成

#### (環境)

- ・身近な環境に親しみ、様々な事象に興味や関心をもつ子どもの育成
- ・遊びを豊かにできる子どもの育成

#### (表現)

- ・豊かな感性を持ち、自分なりに表現できる子どもの育成

### 本年度の重点事項

#### 縦の連続、横の連携を重視した幼稚園づくり！

幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校での一貫した取組  
◎就学前から小中をつなぐ一貫した教育  
「しっかりとつなぐ育ちのバトンカリキュラム」の実践  
【ぼりっ子ピカピカ小1学級体験プロジェクト】

#### 幼稚園、保護者・地域との連携

◎教育センターを活用した教育相談の充実と幼稚園支援体制の構築及び家庭への支援

#### 生きる力を育む基礎づくり！

#### 主体的な活動の促進と幼児期にふさわしい生活の展開

自発的な遊びを通しての指導  
◎健やかな身体づくり  
◎社会性・道徳性の育成

幼児一人ひとりの発達段階に応じた環境・支援の充実  
◎自然や人との多様な体験を通じた豊かな感性と表現力の育成

- ◎子ども同士の関係を育む環境の検討
- ◎異年齢交流の推進と身体づくり

#### 教職員が互いに高め合える環境の整備！

#### 効率的・効果的な研修

- ◎資質を高める園内研修体制の確立
- ◎教育センターを拠点にした教職員研修等の充実、積極的な参加
- 教職員がやりがいを感じる環境の整備
- ◎本音で語り合い、互いに支え合い高め合える幼稚園体制
- ◎働き方改革
  - ・勤務時間の縮減
  - ・教職員が働きやすい環境づくり

### 関連する「名張市子ども教育ビジョン」(一部抜粋)

#### めざす姿

保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小中学校等の連携が強化され、一人ひとりの子どもの学力に係る課題を共有し、その解決に向けた指導方法の工夫と改善が図られています。

#### 【基本目標1】

#### 途切れない支援

障がいのある子どもが、持てる力を発揮できるよう、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小中学校を通じた途切れない支援を行います。

#### 【基本目標1 (2) 特別支援教育の推進】

#### 幼稚園、小中学校の連携の強化

小1プロブレム等就学時の課題を解決し、小学校教育へ円滑な接続が行われるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教職員と小中学校教職員が相互に保育・授業参観を実施する取組を促進します。また、中学校区でめざす子ども像を共有し、指導内容や指導方法について相互理解が図られるよう実践交流会や合同研修会等を実施します。

#### 【基本目標1 (5) 就学前教育の充実】

#### 幼稚園教職員の資質・能力の向上

関係機関と連携し、保育士や保育教諭、幼稚園教職員の資質向上を図るため、幼児教育に関する会議・研修内容の充実を図ります。

#### 【基本目標1 (5) 就学前教育の充実】

#### 接続期のカリキュラムの編成

幼児期の年長から小学校1年生の2年間を子どもの発達や指導方法の連続性を踏まえた「接続期」と捉え、「しっかりとつなぐ育ちのバトンカリキュラム」に基づき、就学前教育と小学校教育の連続を図ります。

#### 【基本目標1 (5) 就学前教育の充実】